

別表（修復範囲等）

1. 建物の修復範囲等

瑕疵の種類・箇所		修復等の対象範囲	修復等の内容
① 雨漏り	専有部分の雨漏り箇所	専有部分について、現に雨漏りが発生している場合に限り修復の対象とします。 専有部分の雨漏りでも、共用部分に原因がある場合は、修復の対象とはなりません。	シーリング剤（またはコーキング剤）充填による補修。
② シロアリの害	シロアリによる被害箇所	専有部分について、シロアリによる被害箇所が現に発生している場合に限り、修復の対象とします。 建物周辺部の植木、切り株または近隣にシロアリが発生していても、建物本体に被害箇所が現に発生していない場合は、修復の対象とはなりません。	当該被害箇所等への薬剤散布。程度により、補強または部分的取替えによる補修。
③ 給排水管の故障	給排水管（専有部分内給排水管）の故障箇所	専有部分内給排水管の亀裂、漏水、浴室設備機器、洗面設備機器、トイレ設備機器等の給排水設備機器、蛇口、これら設備機器と給排水管とのジョイント部分は対象となりません（右表の説明には該当します）。	配管接手部分の補修、または亀裂管の取替えによる補修。

留意点

- 本表は、不動産売買契約書〔瑕疵の責任〕の条項における「瑕疵の修復範囲等」を示したものであります。
- 販売者が引渡完了日から3ヶ月以内に瑕疵の修復を請求した場合、販売者は、上記記載の（修復の範囲等）に基づき修復を行います。

2. 設備の修復範囲等

	設備の名称	故障・不具合の現象例	修復等の内容	免責事項
主要設備	給湯器			
	バランス釜			
	厨房設備（台所セット）	・配管の接続不良による水漏れ		
	浴室設備	・器具の機能不良		
	洗面設備			
	トイレ設備			
	洗濯槽防水パン			
	冷蔵庫機			・給排水管のバッキング
	冷房機			・電球、電池等の消耗品
	暖房機			
空調関係	床暖房設備			
	換気扇			
	24時間換気システム			
その他	インターホン	・器具の機能不良		
	ドアチャイム			

留意点

- 本表の記載は、不動産売買契約書〔設備の引渡し・修復〕の条項における「設備の修復範囲等」を示したものであります。
- 販売者が引渡完了日から7日以内に主要設備の故障・不具合の修復を請求した場合、販売者は、上記記載の（修復の範囲等）に基づき修復を行います。
- 本表の主要設備以外に、販売・買主間で合意した主要設備があるときは、その修復範囲等については、本表の内容に準ずるものとします。